

新庁舎2期棟1階テナント(カフェ)部分運営事業プロポーザル
(いただいた質問に対する回答)

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 1 | 新庁舎2期棟1階の設計コンセプトはどのようなものか？ | 市民が集い、憩いの場として位置づけた空間である。デッキ下のピロティ空間と多目的スペースを一体利用することが可能で、市役所マルシェやイベントの開催で賑わいを生み出すことを想定している。 |
| 2 | 川口市が求めるカフェテリア像(理想像)があれば、提示いただきたい。 | 市民が利用しやすく・親しみやすい、落ち着いてくつろげる空間を理想としている。 |
| 3 | 新庁舎2期棟1階への利用者の動線はどのような設計となっているのか？ | 駅からバスを利用して市役所に来庁する方は、2期棟の前(多目的スペース前)で下車する。また、開庁日は1階及び2階の全ての出入口からの動線を想定している。閉庁日はテナント正面入口のみである。 |
| 4 | 設計段階での想定に来庁者数を教えていただきたい。(平日・土日祝) | 開庁日については、1日平均約1,100人を想定している。土日祝日に関しては、具体的な想定数を算出していない。 |
| 5 | テナント1はどのような業種のテナントを入れることで計画しているのか？ | 郵便局の設置を予定している。 |
| 6 | 多目的スペースではどのような運用を考えているのか？ (イベント等含め、運用方法・使用頻度を知りたい。) | 来庁者のくつろぎスペースとして開庁時間中は開放する予定であるが、イベントの内容・頻度については未定である。 |
| 7 | 各インフラのユーティリティー量はどのようなテナントが入ることを想定して、提示されたユーティリティー量なのか？(カフェ、パン屋、食事処など) | 軽食などを提供するカフェを想定している。 |
| 8 | 別途工事の乗り込みが可能となる時期はいつ頃からなのか？ (特に空調工事ではダクト工事もあり、早い段階での先行工事が必要と考えている。) | 令和7年2月ごろからの予定ではあるが、工事の進捗により前後する可能性があるため、事業者決定後の協議事項とする。 |
| 9 | テナント南面(道路側)の仕上げはどのようなものか？ガラス窓であり、テナント内が見えるような構造の認識で良いか？ | 貴見のとおりである。 |
| 10 | テナント南面(道路側)には看板を設置して良いか？デッキ下であるため、テナントの存在がアピールできるような位置に看板を設置したく、具体的な制限があれば教えていただきたい。 | 基本的にはテナント区画内での看板設置である。建築側で設置した壁面(ガラス)への看板の設置は不可とする。外部への看板設置に関しては、種類により一定の使用料の納付及び広告物条例等の対象となる可能性がある。設置の可否や場所等については、事業者決定後の協議事項とする。 |
| 11 | 隣接する多目的スペースとテナント間の間仕切り壁は取り払うことができない認識で良いか？(イベント時等に、多目的スペースと開放して、集客を高めたい。) | 貴見のとおりである。防犯面に配慮した間仕切り壁の設置が必要である。また、貸出範囲を越境しての営業は不可である。 |
| 12 | 市役所の閉庁日、閉庁時間についても、営業することが望ましいとしている理由・意図は何か？ | 閉庁日や閉庁時間に関しても、近隣住民や職員の利用を想定しているためである。 |
| 13 | カフェテリアの利用者は、平日・土日祝を問わず利用可能としているが、利用可能な時間帯はどのように設定されているのか？ | 2期棟完成後の駐車場の運用方法は現在検討中である。原則カフェの営業時間中は利用可能とする予定であるが、詳細については事業者決定後の協議事項とする。 |
| 14 | 仕様書にある軽食の範囲の定義を改めて明確に提示いただきたい。 (例：揚げ物は禁止等) | 仕様書に記載の軽食の範囲かつ使用施設のインフラ設備で調理可能な範囲のものとする。様々なご提案をいただきたいため、現状以上の詳細な定義は行わない。 |